

新	旧
<p>県土整備局ウィークリースタンス取組指針</p>	<p>県土整備局ウィークリースタンス取組指針</p>
<p><b>1. 目的</b></p> <p>県土整備局では、<u>工事及び</u>工事系委託業務（以下「<u>委託業務</u>」という。）を円滑かつ効率的に進めるとともに、改正品確法の理念である「中長期的な担い手の育成・確保」を発注者と受注者（以下「受発注者」という。）の共通目標として実施すべく、受発注者で取り組む一週間のルール、約束事、スタンスを定め、計画的に<u>工事、委託</u>業務を履行することで業務環境等の改善に努めていく。</p>	<p><b>1. 目的</b></p> <p>県土整備局では、工事系委託業務を円滑かつ効率的に進めるとともに、改正品確法の理念である「中長期的な担い手の育成・確保」を発注者と受注者（以下「受発注者」という。）の共通目標として実施すべく、受発注者で取り組む一週間のルール、約束事、スタンスを定め、計画的に業務を履行することで業務環境等の改善に努めていく。</p>
<p><b>2. 対象業務</b></p> <p><u>県土整備局が発注する</u>、天候等により進捗が大きく左右されない、全ての<u>工事及び</u>委託業務を基本とするが、<u>災害等の緊急を要する工事、委託</u>業務は除く。</p>	<p><b>2. 対象業務</b></p> <p>天候等により進捗が大きく左右されない、全ての<u>工事系</u>委託業務を基本とするが、緊急を要する業務（<u>災害に係る調査や復旧設計等</u>）は除く。</p>
<p><b>3. 取組内容</b></p> <p>業務環境等を改善するために、次の取組の中から受発注者で調整の上、取組内容を設定し進める。ただし、<u>工事、委託</u>業務の進捗に支障ない範囲で実施する。</p> <p>1) フライデー・ノーリクエスト／マンデー・ノーピリオド ☞（金曜日に翌週月曜日期限の依頼行う等、適正な作業期間を確保できない依頼を行わない配慮）</p> <p>2) ウェンズデー・ホーム ☞（水曜日は定時の退社を心掛ける）</p> <p>3) ワンデーレスポンス ☞（発注者は、受注者からの質問等をその日のうちに回答する※）</p> <p>4) その他受発注者が必要とする取組 ☞（例：打合せ開始時間を業務時間外に設けない等）</p> <p>※ その日のうちの回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者が協議のうえ、「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような、何らかの回答をその日のうちに行う。</p>	<p><b>3. 取組内容</b></p> <p>業務環境等を改善するために、次の取組の中から受発注者で調整の上、取組内容を設定し進める。ただし、業務の進捗に支障ない範囲で実施する。</p> <p>1) フライデー・ノーリクエスト／マンデー・ノーピリオド ☞（金曜日に翌週月曜日期限の依頼行う等、適正な作業期間を確保できない依頼を行わない配慮）</p> <p>2) ウェンズデー・ホーム ☞（水曜日は定時の退社を心掛ける）</p> <p>3) ワンデーレスポンス ☞（発注者は、受注者からの質問等をその日のうちに回答する※）</p> <p>4) その他受発注者が必要とする取組 ☞（例：打合せ開始時間を業務時間外に設けない等）</p> <p>※ その日のうちの回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者が協議のうえ、「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような、何らかの回答をその日のうちに行う。</p>
<p><b>4. 進め方</b></p> <p>1) 初回打合せ時に、取組内容を受発注者で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。（別紙例参照）</p> <p>2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況を確認し、必要なフォローアップ等を行う。</p> <p>3) 取組実施の有無にかかわらず、成果品納入時に、受注者は取組結果について、別に定めるアンケート（e-kanagawa 電子申請）により回答する。 アンケート URL <a href="https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108116">https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108116</a></p>	<p><b>4. 進め方</b></p> <p>1) 初回打合せ時に、取組内容を受発注者で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。（別紙例参照）</p> <p>2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況を確認し、必要なフォローアップ等を行う。</p> <p>3) 取組実施の有無にかかわらず、成果品納入時に、受注者は取組結果について、別に定めるアンケート（e-kanagawa 電子申請）により回答する。 アンケート URL <a href="https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108116">https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108116</a></p>
<p><b>5. 適用</b></p> <p>本指針は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用する。 本指針は、令和 7 年 9 月 29 日以降に契約する案件から適用する。 <u>本指針は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。</u></p>	<p><b>5. 適用</b></p> <p>本指針は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用する。 本指針は、令和 7 年 9 月 29 日以降に契約する案件から適用する。</p>
<p><b>6. 問合せ先</b></p> <p>神奈川県県土整備局都市部技術管理課技術管理グループ TEL:045-210-6108 Mail:gikan.137@pref.kanagawa.lg.jp</p>	<p><b>6. 問合せ先</b></p> <p>神奈川県県土整備局都市部技術管理課技術管理グループ TEL:045-210-6108 Mail:gikan.137@pref.kanagawa.lg.jp</p>